

雇児育発第 0801001 号  
平成 18 年 8 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 18 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議 (第 2 次) 等について  
(児童育成事業推進等対策事業)

平成 18 年 3 月 13 日雇児育発第 0313002 号「平成 18 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議等について」雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知に対し、協議のあった件については、既に内示しているところであるが、下記により追加協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合には、別紙様式による協議書を取りまとめるうえ提出されたい。

なお、特に市町村 (特別区を含む。) の積極的な取組が図られるよう、本事業の趣旨等について改めて周知いただき、市町村からの協議について配慮願いたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業 (指定都市、中核市を含む。)
- (2) 市町村事業 (特別区を含む。)

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

また、必要に応じてヒアリングを実施することとする。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を平成 18 年 8 月 31 日 (木) (必着) までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」(別添 1) のとおりであり、追加協議については、「平成 18 年度採択方針について (追加分)」(別添 2) により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。  
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表 (様式任意) を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書 (別紙様式 1) を作成すること。  
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。  
また、今回の追加協議においては、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市は 100 万円、市区町村は 50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

## 児童育成事業推進等対策事業実施要綱

### 1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

### 3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

### 4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

### 5 留 意 点

- (1) 6の(2)に定めるとおり、国の助成は原則として単年度であるが、事業の実施主体は当該事業を継続するよう努めるものとする。
- (2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

### 6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

## 平成18年度 採択方針について (追加分)

1. 平成18年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択することとする。
2. 原則として、新しい事業展開をする取組や全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を採択するものとする。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱に定めるとおりであるが、18年度(追加分)については、特に、次の事業に取り組む場合に優先して採択する。

### (1) 地域の子育て支援活動の推進に関する取組

#### ① 行政とNPO等との協働推進セミナーの開催

(内容) 単なる行政施策の地域活動の協力という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO等が地域の子育てをめぐる課題の共通認識を築き、相互の働きかけにより、より効果的な事業・活動を作り上げていくこと(協働)を進めていくための取組。

(支援内容) 原則として、都道府県あたり300万円を上限  
原則として、市町村 あたり100万円を上限

#### ② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(内容) 地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援センター、つどいの広場、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うためのネットワークの形成のために実施する情報交換や合同研修などの取組。

(支援内容) 原則として、都道府県あたり300万円を上限  
原則として、市町村 あたり100万円を上限

#### ③ 地域支援活動従事者の研修内容の向上

(内容) 各地で実施されている子育て支援活動従事者の養成に関して、それを具体的な事業に活用し、必要な技能に照らし研修内容の向上を図る取組。

(支援内容) 原則として、都道府県あたり300万円を上限  
原則として、市町村 あたり100万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業（今回の追加協議の対象としない）

(3) **放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組**

（内容）放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するための積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

（支援内容）原則として、1都道府県あたり300万円を上限  
原則として、1市町村あたり100万円を上限  
かつ、1都道府県あたりの協議数は3市町村を限度とする。

(4) **児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組**

（内容）児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

（支援内容）原則として、1都道府県あたり300万円を上限  
原則として、1市町村あたり100万円を上限

(5) **子ども支援セーフティネットの推進を図る取組**

（内容）子どもの虐待を未然に防ぐため、児童委員（主任児童委員）、民間団体（NPO）などの地域の社会資源を活用して、主体的に子育て家庭を支え、見守るなど、他の自治体の参考となる特色のある取組。

なお、17年度に優先採択事業とした「子ども・子育て見守り推進事業」を実施する場合、また、市町村（指定都市・児童相談所設置市を除く）が「家族療法事業」を実施する場合、優先する。

※家族療法事業

家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を意味するもの（別紙として添付）であり、個別ケースの状況や市町村の児童相談体制等の実情に応じて行うこと。なお、事業完了後は報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

（支援内容）原則として、1都道府県あたり300万円を上限  
原則として、1市町村あたり100万円を上限

#### (6) 「放課後子どもプラン」(仮称) モデル事業を先行して実施する取組

(内容) 平成19年度から本格実施を予定している「放課後子どもプラン」(仮称)事業(別紙として添付)について、地方自治体が各地域の実情に応じた方法で先行的に実施することにより、各地域での事業実施上の課題や円滑な実施方法を実践・検証し、来年度からの本格実施に資する取組。

(支援内容) 原則として、1都道府県あたり300万円を上限  
原則として、1市町村あたり100万円を上限

#### (7) 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組

(内容) 中小企業における一般事業主行動計画策定・実施の促進のため、労働局と連携した、事業主への説明会の実施、事業主訪問、周知啓発用資料の作成・提供など、労働局と連携した他の自治体の参考となる取組。

(支援内容) 原則として、1都道府県あたり300万円を上限

#### (8) 一時的な預かりに関する先行的な取組

(内容) 認可保育所以外に、様々な形態で、各自治体において先行的に実施されている子どもの一時的な預かりについて、利用状況、料金設定、職員の配置状況等に関する各地域での事業実施上の課題や円滑な実施方法を検証するなどの取組。

(支援内容) 原則として、1市町村あたり100万円を上限

#### (9) 地域子育て支援センターにおける地域の育児力を高める取組

(内容) 地域における子育て支援の拠点としての機能・役割を担う「地域子育て支援センター」において、地域ボランティアを活用した協同型支援の実施や地域の子育て支援ネットワークを構築するための取組、また、ネットワークが機能するように、子育て支援の担い手となる人材育成に努めるなどの地域の育児力を高める取組。

(支援内容) 原則として、1市町村あたり100万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行い、国から求められた場合は、速やかにその報告を行うことは勿論のこと、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成19年3月末日までに提出すること。

なお、18年度事業の協議を行う自治体のうち、17年度においても本事業を実施している場合は、17年度事業の実施の内容や事業展開が18年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、18年度の協議にあたって、必ず、17年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

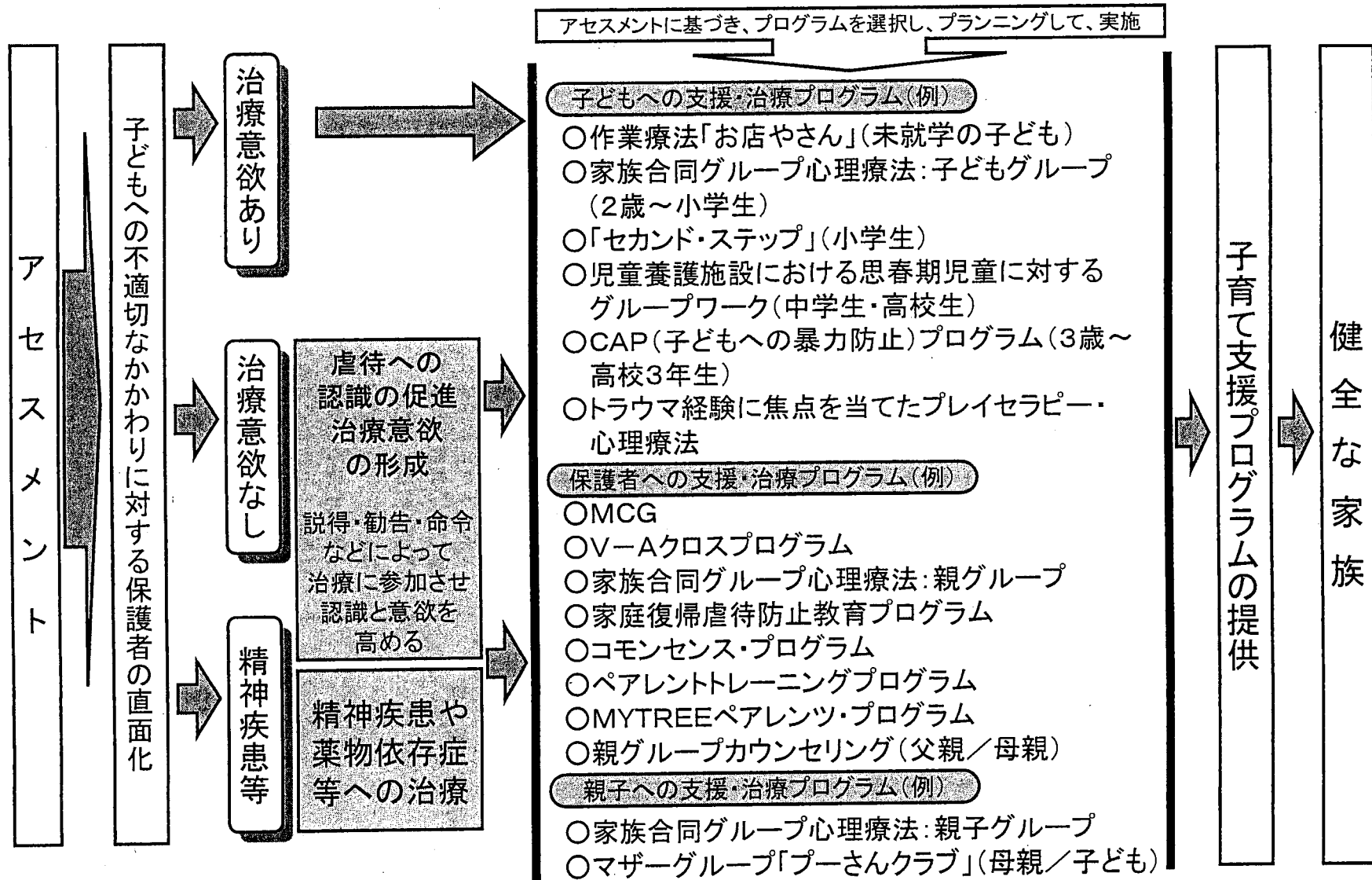
6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の工夫がない事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単発の単なるイベント的事业
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。

また、一事業当たりが都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

## 家族（子ども・保護者）支援過程とプログラムについて



(出典)

「子ども・家族への支援・治療をするために」(児童虐待防止対策支援・治療研究会編)

## MY TREEペアレンツプログラム

プログラム名	MY TREEペアレンツプログラム
対象者	子どもへの虐待、体罰が止められず親子分離中、在宅支援中、またはこのままでは大変なことになると思い支援を求めている親
個人/グループ人数	約10人
内容 (ワーク名/ねらい)	<p>目的：〈セルフケア〉と〈問題解決〉</p> <p>具体的には、参加者が：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して、自分、子ども、家族の問題を語り帰属感をもてる場を持つ。</li> <li>・呼吸法、リラクゼーション、単純な太極拳動作などを学ぶことによって、身体、思考、感情のハーモニーと自己コントロール法を得る。</li> <li>・自分について新しい気づきを得る。</li> <li>・子どもが内に持つさまざまな力に気づく。</li> <li>・子どもにダメージを与える子育ての習慣（体罰、脅し、いじめ、侮蔑、過剰期待、過剰保護）を脱学習する。</li> <li>・体罰に代わるしつけの方法、こつ、アイデアを学び、練習する。</li> <li>・感情表現、コミュニケーションスキルを学び、練習する。</li> <li>・虐待、体罰による子どもへのかかわりを意識的に終止する。</li> </ul> <p>毎回〈まなびのワーク〉＋〈じぶんをトーク〉＋〈個別フォロータイム〉の三部からなる。</p> <p>1回 安心な場作り① この会合の目的、基本ルール、アイスブレイカー、身体ほぐし</p> <p>2回 安心な場作り② わたしの木と自分 安心の宝箱 身体のグランディング</p> <p>3回 エンパワメント①</p> <p>4回 エンパワメント②「わたしは大切な人です」ワーク</p> <p>5回 気持ちを聞く練習、気持ちを語る練習</p> <p>6回 体罰の6つの問題</p> <p>7回 体罰がもたらす親と子への影響</p> <p>8回 体罰に代わる10のしつけの方法①</p> <p>9回 体罰に代わる10のしつけの方法②</p> <p>10回 自己肯定感：否定的ひとり言の掃除</p> <p>11回 自分をほめる練習、ほめられる練習、子どもをほめる練習</p> <p>12回 女らしさ男らしさ母親らしさの囚われ、男女役割分業社会のひずみ</p> <p>13回 MY TREE 自分の発見、子どもの発見</p> <p>14回 3ヶ月後振り返りのワーク</p> <p>15回 6ヶ月後再会のワーク</p>
回数（開催頻度）	15回
期間（1クール）	6ヶ月
開催時間（所要時間）	2時間のセッション ＋ 0.5～1時間の個別フォロータイム
期待できる効果	自己肯定感を高め、気持ちを聞き・話すコミュニケーション力をつけ、ストレスをコントロールするスキルを持つことで、暴力を使わない子どもへのかかわりを得る。虐待、体罰を終始する。
同時に行うプログラム	ごく簡易な太極拳の型2つ 呼吸法リラクゼーション アサーティブネス練習
終了後に行うプログラム	必要に応じて、個人カウンセリング、アサーティブネス訓練、MCGや自助グループなどへの参加を勧めることもある。
備考	地域の子育て支援事業、虐待対策事業と連携して、無料の保育と無料の緊急カウンセリングの場を確保してある。

（出典）

「子ども・家族への支援・治療をするために」

（児童虐待防止対策支援・治療研究会編）



## ペアレントトレーニングプログラム

プログラム名	ペアレントトレーニングプログラム
対象者	軽度発達障害を持つ子どもの親・不適切な養育や虐待をしてしまう親・育児に不安や養育の方法に困難を感じている親など。育児の基本であるのですべての親に適応
個人／グループ人数	個人でもグループでも良い。グループの場合は6～8名以内。固定メンバー
内容 (ワーク名／ねらい)	<p>グループ名はそれぞれの思いを込めた名前をつけると良い。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>肯定的注目（褒める・認める・ありがとう）を頻繁に与えることによって子どもが適切な行動をとれるように援助する具体的な対処方法の習得。</li> <li>それぞれの子どもの特性や発達状況を理解する。</li> <li>親と子の自己評価の低下を防ぎ、自己有効感を育てる。</li> <li>強制ではなく、穏やかなコミュニケーションスキルによって、日常生活上のトラブルを減らし、よりスムーズに過ごせるようにする。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>具体的な行動に焦点を当てる。子どもの行動を3種類に分類し、その行動の対処法を学ぶ。</li> <li>毎回習得する課題が決められている。段階を追って進めるので全回出席が望ましい。</li> <li>毎回の流れはミニ講義→→→ロールプレイで練習→→→宿題（家庭で実行）→→→（次回）宿題の感想→→→フィードバック→→→共有</li> </ol>
回数（開催頻度）	隔週1回。基本は10回セッションであるが、1～2回の短縮は可能。
期間（1クール）	5ヶ月
開催時間（所要時間）	90分
期待できる効果	メンバーの心理的、情緒側面には触れないため、メンバー間での感情的葛藤が生じない。悪循環に陥っている親子関係の改善。子どもへの肯定的な視点、態度が持てるようになる。子どもをよく見る→実行してみる→振り返って整理する→次へのステップといったプロセスにより、効果が実感できるので取り組みの意欲が増し、定着しやすい。親子のみならず家族間の関係が改善される。親と子の自己肯定感の回復と促進になる。固定メンバーのためグループの凝集性が高まり、支え合いの関係が持続する。
同時に行うプログラム	深刻な問題を抱えている場合、家族状況に変化が生じたり新たな問題が持ち上がった時、あるいはグループについていけなくなりそうな時には個別面接を併用する。
終了後に行うプログラム	フォローアップセッションを3ヶ月か6ヶ月後に行う。可能な限り定期的に行う。
備考	親のやり方、あり方に対して批判、非難、評価をしない。肯定し続ける。

（出典）

「子ども・家族への支援・治療をするために」

（児童虐待防止対策支援・治療研究会編）

## 大阪方式「マザーグループ」

プログラム名	大阪方式「マザーグループ」
対象者	育児困難な（虐待傾向のある）母親と子ども ・他の育児支援のグループになじめない人
個人／グループ人数	7～10組
内容 (ワーク名／ねらい)	<p>ファシリテーターを中心にした自由な話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>途中でティータイムを入れる等サポティブでやさしいグループを心がける。</li> <li>参加者の安全感を守るための「約束事」(①ここだけの話はここだけにする、②人の話は批判せずに聞く、③話したくないことは話さなくてもよい等)を入れる。</li> </ul> <p>ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団に仲間として受け入れられる経験</li> <li>・自分と同じような体験をした人が他にもいることを知る</li> </ul> <p>体験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感情や気持ちをことばで表現する体験</li> <li>・自分の問題への気づき</li> <li>・安全なミニ社会の体験</li> </ul>
回数（開催頻度）	8～10回
期間（1クール）	6ヶ月
開催時間（所要時間）	1回につき1時間30分
期待できる効果	孤立感の解消、育児ストレスの軽減、自尊感情の回復、親子関係の改善
同時に行うプログラム	子どものプログラム
終了後に行うプログラム	必要に応じて個別カウンセリング
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスを丁寧に行うことのできる細かい配慮をする。</li> <li>・ケースワーク的対応を並行させる。</li> </ul>

(出典)

「子ども・家族への支援・治療をするために」

(児童虐待防止対策支援・治療研究会編)

## MCG

プログラム名	MCG
対象者	虐待問題を抱える母親
個人／グループ人数	5～6人
内容 (ワーク名／ねらい)	<p>①出会いのワーク 自己紹介、参加理由を交換、ワーカーはグループルールを参加者に伝え安全感や信頼関係が築けるよう土台をつくる。</p> <p>②グリーフワーク 親が虐待の起源を認識できるように、生育史を振り返り、「傷ついた自己」を調査・発見し、自分に責任がなかったことを確認。うらみを語り、怒りを悲しみにかえるワーク。</p> <p>③再生へのワーク 過去から話題を現在にシフト。子どもとの虐待関係を再点検し、安全な育児のあり方、方法を学ぶ。</p>
回数（開催頻度）	毎週1回
期間（1クール）	期限は設けず（3～4年でグループから離れる）
開催時間（所要時間）	90分間
期待できる効果	<p>①子ども虐待の心的要因となる「こころの傷」がいやされ、虐待の原因・理由が整理され、虐待のメカニズムを学んだことから、罪悪感が軽減、精神的ゆとりが生まれ、子どもへの虐待が軽減した。</p> <p>②グループワークは、考えること・話すことの訓練の場であり、自分の本当の気持ちに気づき、自己主張ができるようになり、子どもに向けられた虐待が軽減した。</p>
同時に行うプログラム	必要に応じて、個別電話相談や面接
終了後に行うプログラム	
備考	精神科医治療と併用している人もいる。

（出典）

「子ども・家族への支援・治療をするために」

（児童虐待防止対策支援・治療研究会編）

# 「放課後子どもプラン」モデル事業の概要（案）

## 1. 趣旨・目的

平成19年度から本格実施を予定している「放課後子どもプラン」（仮称）【別添】事業について、地方自治体が各地域の実情に応じた方法で先行実施することにより、事業実施上の課題や円滑な実施方法を実践・検証し、来年度からの本格実施に資することを目的とする。

## 2. モデル事業の内容

平成19年4月から「放課後子どもプラン」事業を実施することを前提に、現在、放課後児童クラブを実施していない自治体等において、例えば、以下の事業を行う。

- (1) 事業計画書（「〇〇市放課後子どもプラン」）及び事業実施に当たり想定される課題、解決策等についての計画書の作成
- (2) 地方自治体の状況に応じて、以下の内容を実施
  - ① 関係者、関係機関に対する研修・見学
    - ・ 子どもの安全対策推進の観点から、新設クラブに関わる者（教育委員会、警察、児童委員、母親クラブ等）に対して研修、見学を行う。
    - ・ 放課後児童指導員を希望する者の職務経験等を総合的に判断し、実務研修を行う。  
研修会…… 基礎講座、実践の交流、自治体等との連携、障害児への対応 等  
見学・実習…… 研修会受講後、複数の近隣市町村において複数箇所見学・実習を行う。（宿泊可）  
実務研修…… 複数の近隣市町村において、勤務経験・実態に応じた研修を行う。（宿泊可）
  - ② マンパワーの確保及び登録
    - ・ 放課後児童指導員等を希望する者に対し、研修・見学・実習を行い、修了者を自治体の名簿に登録する。実施事業者は小学校区の事情等を判断の上、名簿により放課後児童指導員等を決定する。
  - ③ 教育関係者と福祉関係者の連絡会議
    - ・ 「放課後子どもプラン」事業の実施に向けて、事業の実施場所の選定及び確保、事業内容の検討、人材の確保等について教育関係者及び福祉関係者合同の検討会議を行う。
  - ④ 小学校以外で放課後児童クラブ等を行う際の連携方策の検討
    - ・ 地域子ども教室推進事業（小学校内）と放課後児童クラブ（児童館）を違う場所で実施する場合など、両事業の円滑な実施方法や活動の内容等の検討を行う。
  - ⑤ 「放課後子どもプラン」事業の試行実施
    - ・ 冬休みや春休み等を利用して、一定期間、試行的に実施する。

## 3. 実施に当たっての留意点

事業実施の結果については、報告書を作成し、速やかに提出する。

## 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 －「放課後子どもプラン」(仮称)の創設－

### 事業連携の基本的な方向性

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。
- 教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わる事が期待される。
- 各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- 同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。  
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- 同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

### 今後の進め方

- 具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

## 児童育成事業推進等対策事業 協議書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>(事業概要)</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由)</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>[</p> <p>「平成18年度 採択方針について(追加分)」に掲げる優先して採択する取組内容</p> <p>(1) ①②③ (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)</p> <p>]</p>
4 実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円 ( 当初予算 ・ 補正予算 )
8 国庫補助要望額	千円
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状	
10 事業実施により期待される効果	
11 全国の見地から当該事業が模範的・先駆的である理由	
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等	
13 その他	
14 所管部局	部・局 課 係 担当者名 ( ) (連絡先電話 — — 内線 )

- (注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。
2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際に、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円  
市区町村 50万円

## 支出予定額内訳書

経費区分	支出予定額	積算内訳
○ ○ 費	円	
合 計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。  
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。



(別紙様式1) 【記載例】

児童育成事業推進等対策事業 協議書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名

1 事業名	※事業内容がわかる簡潔な事業名にしてください。
2 事業の目的	※できるだけ、わかりやすく記載してください。
3 事業内容	<p>(事業概要) ※事業の詳細が分かるよう具体的に記載してください</p> <p>(事業実施主体) ※委託先等がある場合は具体的に記入してください。</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) ※実施要綱の(1)～(6)のうち、本事業が該当すると思われる項目に○をつけ、その理由を記載してください。</p> <p>「平成18年度 採択方針について(追加分)」に掲げる優先して採択する取組内容 ※該当する項目に○をつけること。 (1) ①②③ (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)</p>
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円 ( 当初予算 ・ 補正予算 )
8 国庫補助要望額	千円
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状	
10 事業実施により期待される効果	
11 全国の見地から当該事業が模範的・先駆的である理由	
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等	※成果を発信する予定の自治体名 発信方法を具体的に記入してください。
13 その他	
14 所管部局	部・局 課 係 担当者名 ( ) (連絡先電話 — — 内線 )

(注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。

2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際には、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円  
市区町村 50万円

## 児童育成事業推進等対策事業 事業評価書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	(事業概要) ※適宜、報告書等事業の実施内容が分かる資料を添付して下さい。
4 実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
5 対象者	
6 対象人数・作成部数等 (実績)	
7 総事業費 (支出額内訳書を添付)	千円 ( 当初予算 ・ 補正予算 )
8 事業実施が必要な背景	
9 当該施策に係る自治体の取組の現状	※本補助事業のほかに、当該施策に係る取組について、その概要が分かる資料を適宜、添付願います。
10 事業実施により期待した効果	
11 期待した効果を達成するために特に行った対応	

<p>12 事業実施により現れた効果</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）行政として、民間の活動団体や地域住民とのコミュニケーションや連携についての、〇〇〇のようなシステムが構築された。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）関係機関、団体、地域住民等とのネットワーク作りの必要性の認識が浸透し、〇〇〇のようなネットワークが構築された（される予定である）。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）〇〇〇のような基本的な情報や問題点が明らかになり、地域の住民や民間団体等の中で〇〇〇のような取組が始まった。</p>
<p>13 「12」事業実施により現れた効果で記載した事柄のうち、次年度以降の取組に反映されるべき事柄</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）新たな取り組みを行う場合、まずは地域住民や民間活動団体等との協働の必要性についてを検討するようになった。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）どんな些細なことでも、情報の共有化を図るといった視点が検討されるようになった。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）行政からだけが発信元ではない、地域・社会全体で取り組んでいくといった視点が重視されるようになった。</p>

14 次年度以降の取組方針	<p>※「13 次年度以降の取組に影響を与えた点」に記載した内容を踏まえて、ここでは具体的な取組について記載して下さい。</p> <p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 新規単独事業として、〇〇〇を趣旨としたNPO法人との協働事業の予算化を図ることとした（予定である）。</p> <p>② 対象者、関係機関等との関係から</p> <p>例) 事業を契機に定期的な意見交換会を開催することとした。</p> <p>③ その他、地域住民、民間団体等からの反応等</p>
15 他の自治体に発信した事業の成果等	<p>① 相手先自治体名</p> <p>② 「①」を相手先として選んだ根拠</p> <p>③ 提供の方法及び内容</p>
16 所管部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p style="text-align: center;">担当者名 ( )</p> <p>(連絡先電話 — — 内線 )</p>
17 その他連携を図った部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p style="text-align: center;">係</p> <p style="text-align: center;">係</p>

(注) できるだけ、具体的に記載してください。本報告書に記載しきれない場合や、別に既存の報告書等がある場合など、事業内容がわかる資料を併せて提出してください。

## 支出額内訳書

経費区分	支出額	積算内訳等
○ ○ 費	円	
合 計		

(注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。

2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。